

平成19年11月19日

衆議院議員
国土交通副大臣
松島 みどり 殿

社団法人東京都自動車整備振興会
会長 坂本 浅喜與

要 望 書

特定商取引法は、消費者保護を図るため、トラブルの実態に応じて、その対象商品・役務を指定し、事業者による訪問販売、電話勧誘販売、通信販売等の取引の不公正な行為を規制している法律です。今般、政府の消費者政策会議では、この指定取引・役務制を廃止し、原則全ての商品・役務を規制対象とすることが検討されており、経済産業省において、次期通常国会での法律改正に向けた準備が進められています。

これまで特定商取引法の対象でなかった自動車の点検整備が規制の対象になると、次のような混乱が懸念されます。

1. 認証事業者（整備工場）は、道路運送車両法に基づき、遵守事項に従って点検整備を行っており、特に消費者保護に係る問題は生じておりません。しかし、仮に規制の対象になると点検整備に対する勧誘サービスが困難となり、定期点検整備の実施率が低下し、車社会の安全、環境の低下を招くこととなります。
2. 自動車整備業は、その多くが中小零細の事業者であります。点検整備が規制の対象になると、以下のような新たな負担が生じ、地域社会を支える認証事業者にとって、経営面への圧迫を余儀なくされます。
 - ①申込み時や追加作業依頼時には、その都度、法的事項を記載した契約書面等の交付が必要になり、かつ、契約書には収入印紙の貼付が求められます。
 - ②クーリングオフ（消費者による無条件の申し込み等の撤回）が適用され、整備費用や車検時に立替払いをした保険、重量税等の費用回収が困難となり甚大な影響を被ります。

このような事情から、私ども整備業界は、認証事業者の実施する点検整備を改正特定商取引法の規制対象外として頂くよう強く要望するものであります。

何卒ご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。